

TOPICS

新生活のスタートを応援します!

補助金額
1世帯あたり上限 **20**万円

弥富市結婚新生活支援補助金



【対象となる世帯】

下記の全てを満たす新婚世帯

- 令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦 (ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。)
- 新居となる住宅が弥富市内にあり、その住宅に夫婦ともに住民票がある。
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- 夫婦の年間所得合計(令和3年1月1日～令和3年12月31日分)が400万円未満
 - ※1 離職し、申請時に無職の場合は、離職した者は所得0円として算出
 - ※2 申請時に1年を超える育児休業者は所得0円として算出
 - ※3 貸与型奨学金の返済中の場合は、世帯の所得から令和3年中の返済額を控除
 - ※4 「夫婦の所得400万円未満」を収入に換算すると、約540万円未満に相当
- 他の公的制度による住宅取得補助(すまい給付金および外構部の木質化対策支援事業除く。)または家賃補助を受けていない。
- 過去にこの補助金(他の自治体における同様の補助金を含む。)を受けたことがない。
- 弥富市税を滞納していない。
- 世帯の構成員全員が暴力団員または暴力団密接関係者でない。

【対象となる経費】

令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に夫婦のいずれかが支払った、原則、夫婦のいずれかが契約名義人である①および②の費用の合計額で1世帯あたり20万円を上限とします。

- 住居費 婚姻を機に弥富市内で新居となる住宅を購入または賃借した場合の費用
 - 住宅購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
 - (土地代、増改築費、リフォーム費、住宅ローン手数料、駐車場代、町内会費などは除く。)
 - ※婚姻前の住宅購入については、婚姻日から1年以内に取得したもの
 - ※勤務先から住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から差し引く
- 引越費用 婚姻を機に弥富市内の新居へ引っ越すために荷物の移動・運送に要した費用
 - 引越業者または運送業者へ支払った実費
 - (不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼むなどして引っ越した場合にかかった費用、家具家電購入などは除く。)

【申請期間】

令和4年6月1日～令和5年2月28日。
ただし、予算額に達した時点で受け付けを終了します。

申請に必要な書類および詳細は市ホームページをご覧ください。



☎ 市役所市民協働課(内線432)

こちらのカレンダーは、広報から切り取って見やすい所に貼ってください。

6月 行事予定カレンダー

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
			1	2 消費生活相談(予約制) (市役所) 13:30~16:00 中村年金事務所による 年金相談(予約制) (市役所) 10:00~15:00	3	4
5 📍 きんちゃんバス 奥村クリニック (津島市) ☎22-2600	6 📍 図書館・歴史民俗資料館	7	8 心配ごと相談所 弁護士による法律相談 (予約制) 結婚相談(予約制) (総合福祉センター) 13:00~16:00	9 消費生活相談(予約制) (市役所) 13:30~16:00	10	11
12 📍 きんちゃんバス こじま整形外科 (愛西市) ☎25-9911	13 📍 図書館・歴史民俗資料館	14 生活自立支援相談 (市役所) 9:00~正午	15 成年後見制度についての 無料相談(予約制) (市役所)13:30~16:20 行政相談所 心配ごと相談所 (十四山総合福祉センター) 13:00~16:00	16 消費生活相談(予約制) (市役所)13:30~16:00 弁護士による権利擁護や 成年後見についての 無料相談(予約制) (十四山支所) 13:00~15:50	17	18 はっさん会 (認知症家族の会) (弥富まちなか交流館) 10:00~11:30
19 📍 きんちゃんバス 服部整形外科皮膚科 (弥富市) ☎65-1200	20 📍 図書館・歴史民俗資料館 社会保険労務士による ねんきん相談(予約制) (市役所) 10:00~16:00	21 生活自立支援相談 (市役所) 9:00~正午	22 行政相談所 心配ごと相談所 (総合福祉センター) 13:00~16:00	23 消費生活相談(予約制) (市役所)13:30~16:00 弁護士による法律相談 (予約制)(総合福祉センター) 13:00~16:00 ≪納期限≫ 市県民税 1期 下水道等使用料 4-5月分	24	25
26 📍 きんちゃんバス 脳神経外科のぞみ クリニック(あま市) ☎443-5533	27 📍 図書館・歴史民俗資料館	28	29	30 消費生活相談(予約制) (市役所) 13:30~16:00		

☎ 手話通訳者の設置 毎週水曜日(市役所福祉課)9:00~正午

問 「心配ごと相談所」、「弁護士による法律相談」および「結婚相談」市社会福祉協議会 ☎65-8105

問 「弁護士による権利擁護や成年後見についての無料相談」および「成年後見制度についての無料相談」
海部南部権利擁護センター ☎69-8181

令和4年6月

平日夜間・休日診療問い合わせ先

上記カレンダーに記載の当番医療機関については、都合により変更されることがありますので下記の消防署または救急医療情報センターへご確認の上、受診してください。

※午後5時以降は消防署へお尋ねください。 ※あま市は市外局番が052です。

●海部南部消防署 ☎52-0119 ●海部南部消防署北分署 ☎65-0119 ●救急医療情報センター ☎26-1133

診療日	受付時間	診療先
平日夜間および休日 (土・日・祝日)	内科・小児科	平日夜間 土曜日 当面の間、休診
	日・祝	9:00~11:30 13:00~16:30
	歯科	日・祝 9:00~11:30 14:00~16:30
	外科	日・祝 9:00~17:00
	薬など	くすり・医療用品などに関する緊急の相談・質問などは右記へお問い合わせください。
		<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内科および小児科については、当面の間、平日夜間と土曜日は休診とさせていただきます。</p> <p>※病状などのお問い合わせは、受付時間内に直接お電話してください。 ※診療再開については、決まり次第、市ホームページにてお知らせします。</p> <p>問 海部地区急病診療所(☎25-5210) (津島市莪原町字郷西37) http://amaq.sakura.ne.jp</p> <p>津島海部薬剤師会 くすり安心電話 ☎090-2136-3858 開設時間 21:00~24:00</p>